

茨城工業高等専門学校交流学生規則

平成 18 年 8 月 9 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 茨城工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 5 4 条の規定に基づき、交流学生に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学資格)

第 2 条 交流学生として入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 本校が交流協定を締結している外国の学校の学生で、当該学校の長から依頼のあったもの

(2) 本校と前号以外の外国の学校及びこれに準ずる機関（以下「外国の学校等」という。）との協議に基づき、当該外国の学校等の長から依頼のあったもの

(入学の時期)

第 3 条 交流学生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

(入学の許可)

第 4 条 交流学生の入学は、運営会議の議を経て、校長が許可する。

(受入期間)

第 5 条 交流学生の受入期間は、当該年度内とする。ただし、校長と外国の学校の長又は外国の学校等の長双方が承認したときは、その期間を延長することができる。

(履修手続き)

第 6 条 授業科目を履修するときは、原則として、学期の始めに登録しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 7 条 交流学生に係る授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）第 1 3 条に規定する聴講生の額と同額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 号の交流協定において、相互に授業料等を不徴収とするときは、費用規則第 1 5 条の規定に基づき、当該授業料等は、徴収しない。

3 交流学生は、所定の授業料等を指定の期日に納付するものとする。

(他の規則等の準用)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本校学則等の学内諸規則を準用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 8 月 9 日から施行する。